

中間検査及び完了検査実施要綱

申請者各位

令和7年9月3日

株式会社確認検査機構トラスト

検査業務の適正化を図るため、以下の要領で各手続きを実施いたします。特定行政庁による指導のもと、従来より書類の提出期限が厳密になりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

中間検査・完了検査の申請時に必要な提出書類は次表によります。

検査の種別	1. 申請書(第1～4面)、委任状	2. 工事監理報告書(大阪府内)	3. 地盤調査報告書	4. 基礎構造 関係資料	5. 鉄骨構造 関係資料	6. その他必要資料
木造 1,2F 中間検査	○	○	○※1	○※1		○
木造 1,2F 完了検査	○	○		○※1		○
木造 3F 中間検査	○	○	○	○		○
木造 3F 完了検査	○	○		○		○
鉄骨造中間検査	○	○	○	○	○	○
鉄骨造完了検査	○	○		○		○
RC 造中間検査	○	○	○	○		○
RC 造完了検査	○	○		○		○

※1 法第6条第1項第三号に該当する建築物を除く

上記書類の提出期限

- 「3. 地盤調査報告書」は **工事着手時まで** に提出のこと。
- 「1. 申請書、2. 工事監理報告書」は **検査予定日の2営業日前まで** に提出のこと。
- 「4. 基礎構造資料、5. 鉄骨構造資料、6. その他」は **検査日まで** に提出又は提示のこと。

備考

上記書類が未提出の場合、合格証および検査済証の交付ができません。行政への報告対象となり、工事が中断されますのでご注意ください。